

<p>(7) 〈固定資産について〉</p> <p>① 固定資産のうち、車両運搬器具について、現在2台保有しているが、貸借対照表上に計上されているものは1台だけである。</p> <p>会計規程には、いくら以上のもを資産計上するかが明確になっていないので、改善しておく必要がある。</p> <p>工具器具備品が5件計上されているが、現在は全て存在しないため、固定資産廃却損を計上すべきである。</p> <p>② 〈事務処理について〉</p> <p>農地の売買代金の収入行為1件(884万円)が、決裁規程では専務理事決裁となっているが、事務局長決裁までの承認で終わっている。決裁規程に準拠して対応すべきである。</p> <p>(8) 〈事業内容について〉</p> <p>山梨県の耕作放棄率は、14.7%(平成17年度農林業センサス)と全国2位の高い水準となっている。近年、農家の担い手の減少や高齢化等により、耕作放棄地が増加しており、病害虫の発生や農村景観の悪化など様々な問題を引き起こしている。</p> <p>今後、公社は、県内耕作放棄地解消のため、農地保有合理化や担い手対策等の機能を活用し、県、市町村及び農業団体等と一体的に実効性のある対策を実施していく必要がある。</p> <p>(財) 山梨県馬事振興センター</p>	<p>車両運搬具については、費用として一度に償却してしまつた。平成20年度会計で残存価格を計上し、今後5年間で償却処理を行っていく。</p> <p>県の規則等に準ずる形で平成21年度に会計規程細則を変更する。</p> <p>工具器具備品については、平成20年度会計で廃却損として処理を行った。</p> <p>決裁が漏れていた収入伺い行為1件については、前専務理事に説明し、了解を得た。</p> <p>平成20年度から農業会議と同一の会館内に移転し、公社を訪れる新規就農希望者等に加え、農業会議が持つ認定農業者、農業生産法人等の農地ニーズを共有することとした。今後は、農業会議と農業振興公社が連携し、市町村、農業委員会、JAと情報交換しながら、担い手への農地の集積を行うなど、県内耕作放棄地の解消に積極的に取り組んでいく。</p>	<p>に棚卸を実施し、在庫金額を貯蔵品として資産計上すべきである。</p> <p>(2) 平成13年5月にフジイオンテック㈱から12年のリース期間で50厩舎分の仮設厩舎を借り受け年間100万円支払い、契約時に基本契約料として500万円を支払っている。しかし、平成13年3月30日のリース契約書では、1厩舎1日に1,000円の基本使用料となっており、50厩舎で1日50,000円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として1厩舎10万円が明記されている。</p> <p>従ってリース料の契約支払額と実際支払額が異なるため、契約内容を再度明確にする必要がある。また、基本契約料500万円についてはリース期間にわたり費用計上すべきものである。</p> <p>(3) 今後退職する職員の退職給付引当金の額について、平成19年4月1日に改定した「職員退職給与規定」では、</p> <p>① 他法人から当法人へ転籍になったものの取扱いは(センター以外に勤務していた県馬術連盟の勤続年数を加算する扱い)、</p> <p>② 退職金算定の基本給が平成18年4月5%カットされたが、退職金の計算はそのカットされた額で行うか否かについて、現状の退職給付引当金が正しいかどうかが判断できない。従って、職員退職給与規定の見直しが必要である。</p> <p>③ 退職給付引当金が過大に計上されていた。退職給付引当金は「重要な会計方針」の中の「引当金の計上基準」で明確にされているため、通常</p> <p>た。</p> <p>リース契約の内容を見直し、実態にあった契約内容に変更した。リース基本料については、指摘のとおり平成20年度決算で修正を行った。</p> <p>指摘のとおり、職員退職給与規定を見直した。</p> <p>5%カットしたものを基本給として支給している。そのため退職金の計算も5%カットした基本給を基に計算している。</p> <p>平成20年度決算で修正を行った。</p>
<p>(1) 棚卸資産に計上すべき飼料・敷料・医薬材料の貯蔵品が約242万円在庫として残っているため、今後は期末</p>	<p>飼料・敷料・医薬材料の受払簿を整備し、平成20年度決算期から、3月末に棚卸を実施し、貯蔵品として資産計上し</p>	

<p>正確な引当金を計上することが必要である。</p> <p>(4)</p> <p>① 長坂消防署の査察を平成19年7月12日に受けたが、その後点検結果を消防法に基づき提出していなかった</p> <p>② 火災保険に加入していない新しい建物が約4,500万円あるので加入の検討を行うと同時に現在加入している火災保険の保険金額が低すぎるものがあるため、その点も見直す必要がある。</p> <p>③ 同一人に領収書を2重で発行しているため、片方は「再発行」の旨を記載すべきである。</p> <p>④ 山梨県馬術競技場使用券の受払管理が行われていないので、期末在庫枚数の確認を行うと同時に受払管理する必要がある。また、現在使用されおらず、今後も使用見込がない使用券(10枚セット)があるので処分する必要がある。</p> <p>⑤ 馬術競技場施設使用料が使用料金表と異なる低い料金を実際には徴収しているため、料金表の改定をする必要がある。</p> <p>(5) 過去3年間次期繰越収支差額が240,937円少なく計算されていた。過年度に遡って原因を調査する必要がある。最終的に原因が不明であるならば、平成20年度において前期繰越収支差額を240,937円増加すべきである。</p> <p>(6)</p>	<p>平成20年12月15日付けで消防用設備等点検結果報告書を提出した。</p> <p>平成20年12月28日付けで、新規火災保険への加入及び既に加入していた火災保険については見直しを行った。</p> <p>領収書の再発行については、「再発行」と記載し、再発行に努める。</p> <p>使用券の受払簿を整備し、期末には在庫確認を行った。また、使用見込のない使用券は処分した。</p> <p>今後、適切な受払管理を行っていく。</p> <p>早急に料金表の区分の見直しを行い、使用実態に合った料金表とする。</p> <p>平成13年度の馬売却時において、売却益が発生した。売却額を収支計算書に計上するところ、売却益のみを計上したため実際の現金収入と売却益分が乖離した。平成20年度の決算時に修正をおこなった。</p>	<p>① 就業規則、会計処理規則、職員退職給与規程、管理規程について、その整備及び運用状況が適切でないものがある。</p> <p>エアコン設置工事634,200円を修繕費、ストロー購入を管理用品費として費用処理しているが、会計処理規則では10万円以上は有形固定資産に計上することになっているので、正しい会計処理をする必要がある。</p> <p>② 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠して作成されていないところが散見されるので準拠することが必要である。</p> <p>③ センター内に自動販売機が3台あり、自動販売機の手数料収入は、職員の親睦会の収入になっている。2台の電気代は親睦会で負担しているが、1台はセンターの負担となっている。手数料収入がすべて親睦会の収入であるならば、電気代も全て親睦会が負担すべきものである。また、自動販売機の設置使用許可も取る必要がある。</p> <p>(7)</p> <p>① 畜安研受託事業収入に係る契約につき印紙の貼付を必要とすべきものがあるが、貼付していないので今後貼付する必要がある。</p> <p>② (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会の参加料、広告宣伝費等を法人名義の口座ではなく、事務局長名の口座(個人名義預金口座)に入金しているため、法人名義の預金口座とすべきである。また、個人名義から法人名義に振り替え、一旦口座残高をゼロにしているが、その後普通預金利息が個人名義に入金</p> <p>職員退職給与規程については、指摘のとおり見直しを行った。就業規則、会計処理規則、管理規程についても、今後速やかに見直しを行い、規則等の内容に沿った適正な運用を行う。</p> <p>なお、有形固定資産として計上するよう指摘のあった事例については、平成20年度決算時において修正を行った。</p> <p>平成20年度決算時において、新公益法人会計基準等に準拠した決算報告書を作成した。</p> <p>センターが負担していた電気代については、平成21年4月から子メーターを設置し、親睦会が負担している。</p> <p>設置使用許可についても、平成21年4月に親睦会が必要な手続を行った。</p> <p>印紙の貼付を必要とすべき契約書には貼付をした。</p> <p>今後、個人名義での管理は行わず、法人名義で管理を行う。</p> <p>普通預金利息は、法人の資産に計上した。</p>
---	---	--

<p>され、法人の資産として計上されて いない。</p> <p>③ 役員費、飼育奨励費、研修費につ いて源泉徴収を必要とするものが徴 収されていないので今後は源泉税を 徴収すべきである。</p> <p>(8) 平成 19 年度における正味財産増 減計算書が現状新公益法人会計基準及 び公益法人会計基準に関する実務指針 に準拠していないので、公益法人会計 基準等に準拠した決算報告書を作成す る必要がある。</p>	<p>役員費、飼育奨励費、研修費につ いて、源泉徴収が必要なので、今後は源泉 税を徴収することとする</p> <p>平成 20 年度決算時において、新公益 法人会計基準等に準拠して作成した。</p>	<p>ある。</p> <p>③ 当社会議室を利用した団体から会 議室使用料 56,000 円を受けていた が、簿外となっていた。</p> <p>④ ゴルフ有志会として、生産者出荷 組合から平成 11 年 130,000 円をもら い、70,000 円を使用し、残り 60,000 円が残っていた。 平成 10 年ゴルフ有志会の残金 9,479 円もあり、返金する必要があ る。</p> <p>⑤ 一年前の退職者の小銭入れ (1,035 円) も保管しているため返金の必要 がある。</p> <p>個人所有の車両を社用に利用する ことが少なからずあり、しかも長距 離 (100 ～ 700km) 使用することも (年間 15 回程) ある。長距離のため 事故の確率も高くなるため、一定の 保険の要件を満たしたものとすこ とが必要である。</p> <p>(3) 県から借りている施設の一部であ る食鶏処理場は用地の一部が職員駐車 場として活用されている以外は未利用 の状態となっている。 県所有の土地を有効に活用するため に、施設を撤去した上で土地の有効利 用を検討するか、借り主である当社 が食肉公社の清算に要した多額の資金 を回収するための業務展開に当該土地 及び施設を活用するなどの検討が必要 である。</p> <p>(4) 預り担保物件として定期預金等を 預かっているので、決算報告書に反映</p>
<p>(財) 山梨食肉流通センター</p> <p>(1) 償却資産税の申告について、概ね 平成 5 年 3 月から平成 19 年 3 月までに 整備した機械及び装置で、申告漏れが 発生していた。 これらは公共性が極めて高い事業に より整備されたことから旧石和町の資 産税担当と相談の上申告を行わなかつ たものだが、償却資産税の申告は正し く行う必要があることから、全額申告 した上で、正式な減免手続きを行う必 要がある。</p> <p>(2)</p> <p>① 過去の未払いの給与が現金として 保管され、そのうち 60,500 円を現金 管理者が借用していた。 このため、現金管理者が借用して いたものは返済してもらい、未払給 与は早急に本人に支払う必要があ る。</p> <p>② 退職者の年金手帳を保管している ので、早急に本人に返還する必要が</p>	<p>指摘後の平成 21 年度の申告につ いて、正しく全額で申告している。 その上で、市と協議を進め、正式な減 免申請を行う予定である。</p> <p>経理担当者が借用していた現金は、即 刻返済させた。 未払給与については、支払対象者と連 絡がつかず支払うことができないことか ら、雑収入として計上し、未払給与であ る旨帳簿に記載した。 なお、指摘後は、複数の職員が交代で 現金の実査を行い、再発防止に努めてい る。</p> <p>退職直後から連絡がつかないため、返 却できない状況であった。</p>	<p>今回の指摘を受けて、社会保険事務所 に相談し、社会保険事務所が預かること となった。</p> <p>雑収入として処理した。</p> <p>当有志会は現在活動がないため、雑収 入として処理した。</p> <p>小銭入れの現金については雑収入とし て処理した。なお、小銭入れは忘れ物と して預かっている。</p> <p>対象者については保険証券の写しを提 出させ、対人補償無制限、対物補償 1,000 万円以上の任意保険に加入していること を確認していたものの、規程は整備して いなかった。指摘を受け、私用車利用規 程を定めた。</p> <p>現在は、一部を書庫として利用してい る。 施設の有効利用を図るため、現施設の 活用方法を現在検討している。</p> <p>平成 20 年度の決算報告書から反映させ ている。</p>

<p>させることが望ましい。</p> <p>また、取引がない相手先については返還し、取引額に応じて現状の担保額で妥当であるか否かについても検討する必要 担保物件の中には日本電信電話公社の割引電信電話債券があり、その債券の償還が可能と考えられるため、換金後再度定期預金等として担保をとることを検討すべきである。</p>	<p>顧客には取引継続の意思を確認し、継続意思のない場合は、担保物件を返還した。また、取引高にに応じた担保額を設定するのが望ましいが、高額となるため現実的には困難であり、その代替策として保険に加入して債権を保全している。なお、個々の契約更新時には、サイトの短縮等取引条件の改善に取り組んでいる。割引電信電話債券を預かり担保物件としていた顧客のうち取引のない顧客については返還をした。また、取引継続意思のある顧客については、担保物件の差し替えを依頼し、契約条件について協議中である。</p>	<p>平成20年度上期の中間報告より修正した。</p>
<p>(5) ペイオフの関係から、県内の金融機関の信頼度を勘案して、信用度は懸念が想定される金融機関に対しては、預金を1,000万円までとすべきと考える。</p>	<p>取引先金融機関については、常に注意を払っていく。</p>	<p>平成20年度上期の中間報告より修正した。</p>
<p>平成20年3月分の社会保険料事業主負担分について、1月遅れで計上されていたが、事象発生時に費用計上すべきである。</p> <p>(6) 受託販売高が売上に計上されているが、売上高として計上するのは妥当ではない。受託手数料のみを売上として計上すべきである。</p>	<p>平成20年度上期の中間報告より修正した。</p> <p>平成20年度の決算より確定額を計上した。</p>	<p>雁坂トンネル有料道路の経営については、管理費削減案を踏まえ、平成21年度中に新たな経営計画を策定し、管理体制の見直しを図るとともに、通行利用の増加に向けた取り組みを強化する等経営努力を引き続き実施していく。</p> <p>維持管理有料道路である富士スバルラインについては、トイレルの改修等必要な改修を順次行っていく中で利便性の向上を図り、収支バランスのとれた経営を行っていく。</p>
<p>また、買い付けている際の一部は、一旦概算で取引しておき、金曜日に精算を行っている。そのため、期末が金曜日以外の場合、概算のまままで決算が行われている。決算は概算額でなく、確定額で行うべきである。</p> <p>(7) 平成19年度の受託事業売上の中に補助金が含まれている。補助金部分は補助金として計上すべきである。</p>	<p>平成20年度上期の中間報告より修正した。</p>	<p>買付けしている際の取引高については、当社が一定金額で買取り、市場で販売している。その売買差益だけが計上されているが、当社がリスクを負っている以上、売上高と仕入高を総額で表示すべきである。</p> <p>(8) 営業雑収益のうち、取扱手数料(市場でセリにかけないでとるだけを行う場合などの一般の加工手数料等)は、業務内容によって、営業の判断で決められている。ガイドライン等客観的な基準を決めるべきである。</p> <p>買付業務売上高に当社に対する売上が含まれており、同額が買付業務仕入高にも含まれている。これらは内部取引であり相殺して表示すべきである。</p> <p>山梨県道路公社</p> <p>(1) 雁坂トンネル有料道路等について 雁坂トンネル有料道路は、当初の需予測(料金収入計画)を大幅に下回り、19年度の料金収入達成率は、52%(計画882百万円、実績463百万円)となっている。このままでは平成40年度において、山梨県の出資金6億円が返済困難な状況となっていたが、平成21年2月に管理削減案を熟慮のうえ作成した。これによると出資金は最終年度に返還可能である。今後県民に新たな負担とならないよう経営努力に万全を期し、管理費削減案が確実に実施されるよう可能な限り経営努力をする必要がある。</p> <p>一方、富士スバルライン沿線にはトイレルが7ヶ所あり、順次改修する計画があるが、設備改修に対する削減や維持管理費のコスト削減を図る必要がある。また、維持管理有料であるため多額の繰越金が生ずるようであれば、通</p>